

松江市職人商店街二次交通支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する松江市職人商店街二次交通支援事業補助金については、松江市補助金等交付規則（平成17年松江市規則第48号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 職人商店街 中心市街地である JR 松江駅から松江城までの L 字ラインを中心に、優れた職人の技を「観て、体験できる」店舗、まちの活気が感じられる賑わいの拠点、飲食や買い物を楽しめる店舗が繋がり、賑わいの「点」が「線」、そして「面」へと発展する回遊性のある商店街をいう。
- (2) 中心市街地 中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）に基づき認定された3期松江市中心市街地活性化基本計画で設定された区域をいう。
- (3) 電動トックトック 3輪バイク（側車付軽二輪）。普通自動車運転免許で運転が可能なもの、かつ電動であること。
- (4) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する事業者をいう。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。
 - ア 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有しているもの
 - イ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有しているもの
 - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めているもの
 - エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業のうち、同項第4号又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を営むもの

(補助の対象等)

第3条 補助金の名称、補助金交付の目的、補助金交付の対象である事務又は事業の内容、補助対象経費、補助金の交付の率又は金額、補助事業者の範囲及び終期は次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	松江市職人商店街二次交通支援事業補助金
--------	---------------------

補助金交付の目的	電動トゥクトゥクを用いてレンタカー事業を実施する事業者を支援することにより、中心市街地の回遊性の向上を図ることを目的とする。
補助金交付の対象である事務又は事業の内容	中心市街地において、電動トゥクトゥクを用いて実施するレンタカー事業。
補助対象経費	専らレンタカー事業に資する電動トゥクトゥクの車体購入費用（消費税及び地方消費税の額を除く）。ただし、他の補助金の補助対象経費として計上する場合は、その額を除く。
交付の率又は金額	補助対象経費に3分の1を乗じて得た額（千円未満切捨て）とする。ただし、1台あたり30万円を上限とする。
補助事業者の範囲	補助事業者は、市税に滞納がないものであって、中心市街地に電動トゥクトゥクの発着場を整備し、電動トゥクトゥクを用いてレンタカー事業を補助年度内に開始する中小企業者
終期	令和7年3月31日

（交付の申請）

第4条 規則第4条第1項第1号に規定する事業計画書は、補助事業計画書（様式第1号）によるものとし、同項第4号に規定する補助金等交付申請書に添付する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 見積書等の経費が分かる書類
- (2) 購入する電動トゥクトゥクのカタログ
- (3) 市税に滞納がないことが分かる証明書

（実績報告）

第5条 規則第12条第1項第3号に規定する実績報告書に添付する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) レンタカー事業許可証の写し
- (2) 貸渡約款
- (3) 安全対策マニュアル及び事故対応マニュアル
- (4) 購入した電動トゥクトゥクの写真、ナンバープレートがわかるもの
- (5) 自賠償保険及び任意保険の保険証の写し
- (6) 補助対象経費に係る請求明細の分かるもの
- (7) 領収書等の補助対象経費の支払状況が確認できるもの

(現地調査)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請及び実績報告に際し、必要に応じて市による現地調査を受けることとし、補助事業の実施前及び実施後の現地調査に協力しなければならない。

(事業実施効果の報告)

第7条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する年度の終了後3年間、補助事業の実施状況及び事業効果について、毎年度終了後90日以内に事業実施効果報告書(様式第2号)により市長に報告しなければならない。

(補助金の返還)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、各号に定める割合により補助金の返還を求めるものとする。

- (1) 交付決定を取り消した場合 補助額の10分の10
- (2) 交付決定日から3年未満での補助対象事業の廃止があった場合 補助額の10分の10
- (3) 補助対象の車体を用いた事業実態が確認できない場合 補助額の10分の10

(補助金の返還免除)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助事業者に対して補助金の全部又は一部の返還を免除することができる。

- (1) 災害により事業を継続できない場合
- (2) その他補助事業者の責めに帰さない事由による場合などやむを得ないと認められる場合
(加算金及び延滞金)

第10条 補助金の返還に係る加算金及び延滞金については、次のとおりとする。

- (1) 補助事業者は、交付決定の取消しに伴い補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の最後の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。
- (2) 補助事業者は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までに日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。
- (3) 市長は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

